

出来事（2017年11月）

1. 第9版食品添加物公定書の告示

11月30日、第9版食品添加物公定書が告示されました。猶予期間は1年です。
平成19年（2007年）3月30日の第8版の告示から10年8か月を要しています。

第10版の策定が進められます。併せて、既存添加物の流通実態調査が実施され、流通実態のない既存添加物の消除が行われます。

2. 食品衛生法改正へ

11月8日、食品衛生法懇談会により、「食品衛生懇談会とりまとめ」が作成されました。
11月15日付けで、一部修正された「食品衛生懇談会とりまとめ」がHPに掲載されました。
11月17日、食品衛生分科会に「とりまとめ」（報告書）が報告されました
12月1日から全国で説明会が開催されます。

来年1月下旬の開催予定の次期通常国会で審議されるとのことです。

3. 食品添加物の新規指定

- 1) プロピコナゾール（防かび剤）の新規指定については、11月17日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会です承されました。告示に向けた手続きが行われます。
- 2) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。
 - ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
 - ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
 - ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

4. 規格基準の改正

- 1) アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正について、パブコメ（意見・情報の募集、期間：11月1日～30日）が実施されました。
- 2) フルジオキソニル（防かび剤9の使用基準の拡大（ばれいしょ、パパイヤ等）については、11月28日、食品安全委員会の健康影響評価結果が厚労省に通知されました。基準改正に向けた手続きが進められます。

5. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（30品目）（2017年11月22日現在）
酸性ホスファターゼ（OYC-GM1株、オリエンタル酵母）
安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（77品目）（2017年10月31日現在）

L-シトルリン（CPR株、協和発酵）

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）（2017年11月22日現在）

キモシン（野澤組）、リボフラビン（DSM）、グルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）

*企業名は、報告書作成者による簡略名です。

6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限(10月26日現在)。
- ② 11月、新たな出荷制限はありません。

7. FDA、メニュー表示についての事業者向け補足ガイダンスの公表

11月7日、FDAはメニュー表示についての事業者向け補足ガイダンスを公表しました。カラーで具体的に大変分かりやすいものになっています。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm583494.htm>

国立医薬品食品衛生研究所の「食品安全情報（化学物質）No.24/2017 別添」で詳しく紹介されています。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfo/news/2017/foodinfo201724ca.pdf>

8. 食事由来イソフラボンが進行性前立腺がんリスクの増加と関連

食事由来のイソフラボンは進行性前立腺がんリスク増加と関連するが、進行性ではない前立腺がんリスクの増加とは関連しないとのことです。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/w-dill110617.phphttp

9. 腸内細菌は塩に敏感

ラットとヒトで、塩分を多く与えると乳酸菌が減少するとのことです。（11月15日）

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/mdcf-gba111417.php

10. EU アルギン酸及びアルギン酸の塩類の再評価

EFSAは、アルギン酸とそのナトリウム塩、カリウム塩、アンモニウム塩、カルシウム塩（E400、E401、E402、E403、E404）の再評価し、11月10日付けで公表しました。普通の方法で使用される暴露量には問題がないものの、乳幼児では副作用の可能性があるとのことです。

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2017.5049/epdf>

11. EU 脂肪酸のモノ及びジグリセリドの再評価

EFSAは、脂肪酸のモノ及びジグリセリド（E471）の再評価し、11月10日付けで公表しました。ADIを数値化する必要はないとのことです。

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2017.5045/epdf>

12. 輸入食品の違反事例

- ・アサヒフーズ株式会社がフランスから輸入した「チョコレート類」の行政検査で、指定外添加物のキノリンイエローが検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・中部食糧株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（未加熱）えび類：海老フライ」の命令検査で、フラゾリドンが 0.001ppm あるいは 0.004ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*フラゾリドン：ニトロフラン系合成抗菌剤

（作成：2017年12月1日）